

## 第 29 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和元年 11 月 5 日（火）午後 1 時 30 分より、第 29 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

#### （出席委員）

|            |            |            |             |
|------------|------------|------------|-------------|
| 1 番 久世谷 幸治 | 2 番 多田 岳史  | 3 番 徳田 明子  | 4 番 中林 和夫   |
| 6 番 井内 英樹  | 7 番 多羅尾 英樹 | 9 番 辻 四一郎  | 10 番 吉田 利一  |
| 11 番 高田 悦和 | 12 番 小島 佳剛 | 13 番 水主 哲寛 | 14 番 山本 晃一郎 |

#### （欠席委員）

5 番 古川 嘉嗣      8 番 中西 秀友

#### （農地利用最適化推進委員）

北浦 荘平      村田 昇造      水谷 修      北村 嘉朗

#### （事務局）

土肥 局長      西村 次長      清水（囑託）      村田（囑託）      岸本（囑託）

|           |  |
|-----------|--|
|           | ( 午後 1 時 3 0 分 開会 )  |
| 局 長       | <p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は古川委員、中西委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、江口推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p>              |
| 議 長       | <p>それでは、ただ今から、第 2 9 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、辻委員、高田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、多田委員、山本委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>                                       |
| 局 長       | <p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」1 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、 1 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権の移転を行うものです。</p> <p>本件につきましては、譲受法人が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長       | <p>続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。</p>   |
| 山本会長職務代理者 | <p>報告します。去る 1 0 月 2 5 日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。</p>  |

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>番号1の伊勢田町の利用状況ですが、水稲が作付されており、刈り取り前でしたがよく実っている田でした。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長     | <p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>  |
| 水谷推進委員 | <p>議案書に法人での経営面積が記載されていますが、個人で購入した農地も法人で経営されるとのことでしたので、そちらも法人の経営面積に含まれるのではないですか。</p>  |
| 局長     | <p>個人と法人は別の経営体で考えております。</p>  |
| 水谷推進委員 | <p>以前の総会の説明で、個人で3条許可申請があった農地について、実際には法人で経営されると聞きました。そうした場合でも議案書の法人の経営面積に入らないんですか。</p>  |
| 議長     | <p>法人が個人から借りるということですか。</p>   |
| 水谷推進委員 | <p>借りていることになるのでしょうか。当該法人の社長が個人名義で申請されたものです。</p>  |
| 局長     | <p>個人での申請と法人での申請は分けて考えております。両者間で受委託などはされているかもしれませんが、把握しておりません。</p> <p>総会での件の説明につきましては、前任からの引継ぎで将来的には法人化していくと聞いていますので、おそらくその旨をお伝えしたものと思います。個人で営農している農地を法人で営農されるとは聞いていません。また、その点について当該申請にあたって確認する必要もなく、聞き及んでおりません。</p> |
| 水谷推進委員 | <p>農業委員会の活動として担い手へ農地集積をしていく面で、譲受人は現在最大級の営農規模をお持ちだと思いますので、部会等から将来的にどうしようとしているのか、どういう経営をしようとしているのか本人に会って聞いてみるべきです。京都市では総会に本人を呼んで説明させています。そこまでは必要はないですが、宇治市もどうするのか、今後の農地行政のことを考えると一度確認を取るべきだと思います。</p>                  |

|        |  |
|--------|--|
| 村田推進委員 | 一極集中問題が生じているということですか。  |
| 局長     | 問題が生じているわけではありませんが、継続して営農規模を拡大されているため、譲受人は担い手としての傾向が強まっているということかと思います。   |
| 議長     | ご意見を整理しますので、暫時休憩いたします。<br><br>= 暫時休憩 =   |
| 議長     | 再開いたします。<br>今まで他に取得された農地はきちんと管理されていますか。荒れていませんか。あの辺りに草だらけの農地があったように思いますが、どうですか。  |
| 多羅尾委員  | 今までに取得された農地は大丈夫です。仰っている雑草が生えた農地は別の方の農地です。  |
| 水谷推進委員 | 以前の説明では稲作だけでなく、野菜も栽培されるとのことでしたが、新規で色んな野菜を作れるのか危惧していました。  |
| 多羅尾委員  | 現在はマルチ栽培でネギを作付されています。  |
| 議長     | ネギの植わっているあの場所でしたら、確かに以前より大分きれいにして下さっていますね。<br>水谷推進委員の仰ることも必要なことだとは思いますが、市長部局での対応になるのか、農業委員会での対応になるのかと言ったところは考えないといけません。どういう考えでいらっしゃるのか一度話を聞かせていただく等、部会なりでの対応については今後考えていきます。<br>他にご意見等はございませんか。 |
| 議長     | 異議なしの声<br><br>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。<br><br>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>事務局より説明願います。</p> <p>局長<br/> それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」一括して3件をご説明申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1から番号3の相続人は、相続開始日に当該農地を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>以上3件につきましては、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議長<br/> 続きます、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>多田委員<br/> 報告します。去る10月25日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 及び の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡があり、きれいな状態でした。</p> <p>番号2の槇島町 及び の利用状況ですが、現況はハウスが建っており、キュウリが作付されていました。外からの確認ですのではっきり見えなかったですが、きちんと管理されているように見受けられました。</p> <p>番号3の安田町 及び の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡があり、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p> <p>議長<br/> 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p> <p>議長<br/> ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等</p> |
|--|---|

|           |   |
|-----------|---|
| <p>局長</p> | <p>の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件のご説明を申し上げます。</p> <p><b>【第1号報告、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</b></p> <p>番号1につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに先代が隣接する法人の駐車場拡張を目的に擁壁を設置していたため顛末書が提出されております。</p> <p>番号2につきましては、農地法に基づく転用届を知らずに先代が住宅を建築していたため顛末書が提出されております。</p> <p>以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p><b>【第2号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</b></p> <p>番号1につきましては、周辺地への被害防除のため法面工事を行い、雨水排水については東側市道の側溝に流出するものです。なお、隣接する農地の所有者からは土地の転用について同意を得ておられます。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>次に、「第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p><b>【第3号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</b></p> |
|-----------|---|

|        |  |
|--------|--|
|        | <p>本件は、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し賃貸借の合意による解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>本件につきましては、令和元年10月17日付けで、賃貸借の解約の通知書を受理し、農地法第18条第6項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長    | 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。  |
| 水谷推進委員 | 第3号報告についてですが、当該地の奥は砂防堰堤ですよ。以前から農地ではなかったと思います。  |
| 局 長    | 合意解約の経過ですが、当該地は去る6月5日の定例総会で非農地通知の決定について審議いただいた土地です。貸借の権利設定がついていたため、解約の手続きをするようお伝えしており、今般書類が提出されたものです。現在は農地ではございません。                                      |
| 水谷推進委員 | 非農地の決定をした後でも解約の手続きが必要なんですか。  |
| 局 長    | 解約の手続きについては、非農地通知の際に所有者へ伝えていました。非農地通知の決定と同日で解約となるよう話は済んでいたのですが、手続きは今になって完了しました。  |
| 北浦推進委員 | 解約した際は必ず農業委員会に報告が必要なんですか。  |
| 局 長    | 正式に貸借の契約を結ばれている場合は、解約する際も手続きしていただく必要があります。   |
| 議 長    | 他にご意見等はございませんか。  |
|        | なしの声   |
| 議 長    | ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。  |

(午後1時55分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_